

神奈川県児童福祉審議会 施設里親部会・権利擁護部会 第2回合同開催 (一部概要)

【主な意見】

＜全般＞

- ・とにかく子どもを真ん中において、子どもの利益に資する計画をきちんと作っていくということが、我々の大事なミッションである。
- ・どの事業に関しても、定義について今一度確認が必要なのと、実態調査が必要という2つが共通しているが、一番大事なのは、すべてその人が今安全安心で、健康な成長、成熟を果たせているかという基準で定義を考えるべき。
- ・現状分析は、計画を立てる時に慌てて現状を把握しようとするのではなく、5年間の推進計画の中で常に実態を明らかにして、サイクルを回していく仕組みを作っておくことが前提になる。1年ずつを振り返っていくことはとても大切で、毎年毎年の積み重ねを見ていくということが求められている。
- ・県が行ってきた施策や実践を振り返り、できたことできなかったことを整理すること、他自治体の先行実践例からヒントにしなから、それらに照らして神奈川の強みを生かしていくこと、その双方を意識しながら検討のプロセスを作っていたきたい。
- ・現状分析に当たっては、数値のみで計れない現場レベルでの関係者の声を、ヒアリング等を通じて集約することも重要。
- ・県内の社会的養護の資源の状況により、今後の整備の計画や目標の立て方が変わってくるので、資源のばらつきをできれば可視化していただきたい。
- ・支援を提供する側の人材確保、人材育成、スキルアップといったことがしっかりと裏付けされた上で、計画を策定して推進していただきたい。

柱1 子どもの権利擁護の推進関係

- ・在宅で支援している子どもたちの権利擁護はどうなっているのか、どこまでを視野に入れた推進計画にしていくのかを整理して具体的な案を考えていく必要がある。

柱2 子どもと家庭を地域で支援する取組みの推進関係

- ・一時保護所の環境については、喫緊に取り組まなければならない課題だが、児童相談所の一時保護所だけでなく、施設、あるいは里親やファミリーホームへ

の一時保護委託をどう考えていくのか。子どもの安全のための緊急保護とアセスメントのための保護という目的を達成するにはどうしたらいいかということも視野に入れて、一時保護の改革について考える必要がある。

- 一時保護所からの出口がないということを実感している。保育所の待機児童と一緒に、待機の列に並んでいる子の人数は分かるけれども、そもそもその列に並んだことにカウントされていない子どもたちがいっぱいいると思う。一時保護所だけは他にないので、定員超過になっている。定員超過の状況は数で分かるが、一時保護所で長くいるお子さんたちが、本当は何が足りていないのかということ、を、数値化して見ていく必要があると思う。
- 要保護児童が県内の各市町村にどれだけ登録されていて、どのような支援がなされ、さらにはその手前の支援が必要な方々がどれだけいるのかなどの調査は難しいと思うが、要保護児童の登録数は把握できるかと思う。市町村での要保護の子どもたちの実態とどのような支援を受けているのかを見える化して欲しい。
- 地域間格差は絶対に存在しているので、県単位で広域に統一的な調査をして、今どこに子どもがいて何が提供できそうかというモニター能力が必要。
- 地域での家庭支援は、一時保護にならなくて済むような予防の観点からも重要であり、市町村で家庭支援に寄与する事業がどれぐらい整備されているのかを把握しておくことも大事。市町村の家庭支援事業の量的・質的な確保を計画の中でもバックアップしていく必要がある。
- 市町村で、母子保健と児童福祉の一体的な支援を提供することも家庭センターが基本的なプラットフォームになっていく。市町村の力をバックアップしながら、在宅家庭支援により、予防や家庭復帰を支えるため、サポートプランを児童相談所と協働しながら作成するというようなことも必要になってくる。
- 今回の社会的養育推進計画の中では、民間との連携も重視されており、市町村が、施設とも協働しながら、家庭支援事業の担い手として一緒にやっていけるようなことも大事になってくる。
- 里親ショートステイの活用に当たっては、市町村の家庭支援事業としての性格と、社会的養護としての資源の性格を、県の計画の中でも整理する必要がある。
- 神奈川県には児童家庭支援センターがないが、全国の展開を見ても、市と県と

の支援の協働、コラボのパイプ役になっている事例があり、設置に向け具体的な案として進めるのが大事になってくる。

- ・児童虐待対応では、虐待があつて重症化した時に、家庭に介入するが、重症化させない予防的支援を強化させていくには、特に市町村が大事になる。周産期から親子を一緒に支援することで関係を構築し、継続的な関係の中で支援をしていくのが一番効果的である。
- ・幼稚園、保育所、小学校等で、育て方が難しい子どもの話などは結構出ているはずなので、守秘義務との関係はあるが、実態把握をしやすい情報だと思うので、教育機関との連携や、市町村の各種会議体から情報を上げてもらうことが必要である。また、スクールソーシャルワーカーを上手に活用できないか。
- ・地域の精神科医療、精神保健福祉センターと母子保健・児童福祉との連携の必要性がうたわれているが、うまくできていない。
- ・ハイリスク母子がスタートになるが、ハイリスクの定義も様々なので、市町村同士で定義を確認する必要がある。また、保育士にハイリスクという概念の教育をするということもあつてよいのではないか。特定妊婦だと、産後、0歳児保育を利用するというのは基本的にはマストなので、母子保健と保育士との連携を強化していくことも計画の中に入れていくことが大事である。
- ・市町村に調査をする時に、どのような支援を必要としているのか、県側にどのような支援を期待しているのか、というようなところも聞き取る必要がある。

柱3 家庭と同様の環境における養育の推進関係

- ・パーマネンシーについては、一時保護、措置決定・解除、自立、家庭復帰等、これらすべてに関わる方たちに必要な考え方であり、都道府県の関係者だけでなく、市町村の家庭支援事業に携わる方々にも理解してもらうことが重要。
- ・家庭養護が必要だと考えられる子どもに対しては、できる限りその環境が保障されるようなケースマネジメントをしていくということがとても大事だという方向性が出されており、里親家庭に委託できる子どもかどうか十分なマッチングが必要。
- ・児童相談所や施設だけでなく、里親支援センターや、フォスターリング機関にも協働していただきながら、適切な委託先の里親と子どもとのマッチングをサポートしていただいたり、委託後の支援をじっくりやっけていただく中で、不調

となるケースを抑えていくような方向性というの併せて必要。

- まず家庭支援、次に里親や養子縁組、そして施設という順番が示されているが、その子がどういう状態なのか、アセスメントがきちんとあった上で適切な環境が提供されるということが本筋である。
- 計画で里親と施設の割合の目標を設定したことで、施設入所をあえて減らすことによって、里親委託率を上げるという操作をし始めたら、それこそ本末転倒である。必要な子どもに必要な資源を提供できる仕組みにするということが、まずはとにかく前提である。
- 実態把握がないと単なる価値感で家庭優先と言っているだけになるので、子どもの安全安心ニーズを、いつどこで誰が保障できるのかということのデータが必要。
- 児童相談所によるケースマネジメントについては、先行自治体で、移行班や移行係を作りながら進めている例もあるので、どういう手法であれば子どもたちのアセスメントやマッチング、その後の委託後のサポートができるか検討していただきたい。

柱4 代替養育を経験した子どもの自立支援の推進関係

- 自立とは頼れるところをたくさん作るということという話があった。相談できる場所をしっかりと持っていく、繋がっていくということが必要だが、相談できる場所を知らない母親、若者が多いので、それを繋げていける体制を作らなくてはいけない。
- 子どもたちが施設を出た後何をしているのか実態が分からないことが問題。支援を受けた子どもたちが、今どうであるかを把握し、いざ困った時には、きちんと頼ってくれて、そして対応できる仕組みが必要。
- 世代間連鎖を止める要因をメタ研究した結果によると、1つ、家庭以外に信頼できる人と出会えたこと。2つ、その人に健康な力があつたこと。3つ目が、虐待があつても、親が子どもをかわいいと思つていた、そこには情緒的な繋がりがあつたということが示されている。親子一緒にの支援や、親子の関係性をきちんとアセスメントすることが大事である。
- 子どもが自立していく際に、自分の記録は、どれだけ持って自立していけるのか、外に援助を求める際にも、自分はこういう人間でこういう経過を持って育

ってきたという記録は必要ではないか。

- 在宅でずっと生活していった、家はあるけれども居場所のない子どもたちのサポートという観点もとても大事である。新規に社会的養護自立支援拠点事業ができたが、在宅でどこの支援にも繋がらなかった子どもも対象になっている。大人になって若者と呼ばれている、自立と考えられている期間をサポートできるような資源も、できるだけ活用できるように計画の中に盛り込み、市町村にもしっかり知っていただくことが重要である。
- 児童福祉以外の制度との連携について、子どもの福祉の範疇だけではなく、若者支援に関わる施策とも連携を取っていけるようなことが、この計画の中にも入ってくるのではないかと思う。また、そうした支援をしている民間の団体の力を借りることについても盛り込まれていくと、なかなかアクセスできない方たちもアクセスしやすくなるのではないか。
- 高校生年齢で保護されたり施設に来たりした後の自立支援の難しさについて報告があったが、さらに言えば、保護されずに思春期・青年期に至った子どもたちの自立はどうなっているのか、地域のあり方にも深く関わる問題である。